

竹島問題を学ぶ講座 第3回 講義記録①

日時：平成20年8月24日（日）

場所：島根県立図書館集会室

学校教育と竹島問題

伊藤博敏（出雲市立高浜幼稚園長）

1. はじめに

－学習指導要領解説書への「竹島」明記の波紋－

皆さんこんにちは。先ほど紹介いただきました「学校教育と竹島問題」ということで、お話をさせていただきたいと思います。初めに7月14日、「中学校社会科新学習指導要領解説書」に竹島が明記されたということで、非常に大きな波紋を呼んだ訳ですが、その当日のNHKの「ニュースウォッチ9」を録画しております。NHKの許可を得ておりますので、それをご覧いただきたいと思います。

※【NHK番組「ニュースウォッチ9」の録画放映】

長い放送でございましたけど、7月14日のニュースを観ていただきました。こういったことがきっかけとなってその後、韓国との交流中断とか、あるいは交流中止とかいうこともたくさん報じられております。私も、平成11年出雲市内の小学校から初めて韓国の金海（キメ）市の学校との交流に出掛け、2年間交流しました。その後ずっと続いておりましたが、先般の新聞の報道を見ますと、今年は、中止というニュースが載っております、非常に残念に思っております。

さて、皆さんのお手元に資料を配布しております。「資料2」をご覧いただきたいと思います。そこに、「中学校学習指導要領解説社会・地理的分野」という資料を2枚載せております。その2枚目のところに私、アンダーラインを引いております。これが今回のこの解説書改訂によって新たに加わった内容の部分です。特に先ほどのニュースで言うておりましたが、最後の3行「また、わが国と韓国との間に竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様にわが国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」とあります。この表現が今、非常に大きな波紋を呼んでいるということでございます。

このもうちょっと前になりますけど、外務省が『竹島問題を理解するための10のポイント』というパンフレットを出しております。これが、ご覧になった方もあるかと思いますが、ついこの間の読売新聞に「外務省ホームページの“竹島問題に関するコーナー”が突然の人気を呼んでいる」と報じられております。特に日本語版の7月の閲覧が前の月の24倍、87万件のアクセスがあったということです。国内においても、皆さんの関心が非常に高まってきていると言えるのではないかと思います。

## **2. 学校教育における竹島問題**

### **(1) 教科書における竹島に関する記述の変化**

さて、「学校教育における竹島問題」ということでお話をしたいと思いますが、まず「資料1」をご覧いただきたいと思います。これは平成19年3月、竹島問題に関する調査・研究の最終報告書に入れたものでございますが、私は中学校教科書における竹島に関する記述がどうなっているのかとい

うことを実際の教科書を手にとりながら、丹念に調べた訳です。1つは、平成14年から17年度使用教科書、それから、さらに平成18年から21年度使用の教科書に分けて、竹島がどう取り上げられているかということ进行调查したものです。

まず、最初の平成14年から17年の使用教科書を見ますと、扶桑社を除いては、他の全ての教科書は「北方領土、北方領土問題」という形で取り上げております。つまり、竹島については、一言も触れてないというのが実際でした。そして、平成18年から現在使用されている教科書になりまして、大きな変化が表れております。扶桑社以外に、東京書籍、大阪書籍、それから、日本書籍新社等で、竹島という表現が表れてきております。ただ、教科書に記述されているものは、そこに書いたとおりでございます。東京書籍でも「島根県隠岐諸島の北西に位置する竹島、沖縄県先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は、いずれも日本固有の領土です。」地図には竹島が載っておりますけど、実際、教科書に記述される量というのは、この程度でしかないということでございます。これまた後で、どのように授業を構成していくのかということにも関わりが生じてきますが、このようにわが国の教科書が若干変わってきているということをご理解いただきたいと思います。

続いて、その次のページに韓国の中学校教科書、「国史」でどう取り扱われているかということ載せております。私、ハングル文字が読めませんので、下條（正男）先生に翻訳をしてもらったのでございますが、後でゆっくりお読みいただきたいと思います。

## （２）日本の「学習指導要領」と韓国の「教師用指導書」の比較

４番目の所に、「日本の学習指導要領と韓国の教師用指導書の比較」ということで載せておりましたが、そこに社会科の目標が３行ほど載っています。今年の３月、１０年ぶりに学習指導要領が改訂されておりましたが、それと読み比べてみますとほとんど同じです。変わっていません。それから、続いて次のページに「各分野の目標及び内容」というのがあります。これがですね、地理的分野で内容（１）「世界と日本の地域構成」というのが、今度改訂の文を見ますと、「世界のさまざまな地域」というのと、「日本のさまざまな地域」という二つに分かれております。分かれておりますが、「日本の位置と領域」について私、アンダーラインしておりますけど、これも、今回の改訂もほぼ同じです。ほとんど変わっていません。

それから、内容の３。ここも内容３で、「領域の特色と変化については、北方領土がわが国の固有の領土であることなど、わが国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」。これも一緒です。さらに、公民的分野においても、内容（３）「現代の民主政治とこれからの社会」というのが、若干表現が変わってはおりますが、中で触れられている内容の取り扱い等も一緒です。したがって、学習指導要領そのものは、ほとんど変わっていないというのが現実です。

それから、続いて韓国の中学校の国史教師用指導書を翻訳したものを載せております。そこには、「独島問題」とかですね、「教授学習方法」とか、１９６ページの上の部分まで載せておりますけど、ちょっと時間がありませんので、後で読んでいただきます。教師用指導書でここまで具体的に盛り

込み、実際の学校現場で竹島問題を実際取り扱っており、そこに日本と韓国の教育における取り組みの違いが一目瞭然であると思っております。

### **3. 竹島に対する韓国と日本の意識のちがい**

#### **(1) 独島（竹島）は「主権と独立のシンボル」**

続いて「竹島に対する意識の違い」というので、資料を2枚載せております。一つは「主権と独立のシンボル」という新聞記事があると思います。平成18年の11月12日付けの山陰中央新報です。この年の9月に竹島問題研究会で玄大松（ヒョン・デソン）先生をお招きをして、実際に韓国における竹島についてお話を伺う機会がありました。その時、実はかなり厚い資料がありましたが、その後、こうして11月に山陰中央新報に記載されておりましたので、本日お示ししたところです。

これを読みますと、特に日本と韓国のいわゆる竹島に対する意識というか、気持ちと言いますか、そういうものの違いを感じとることができると思います。韓国の人にとって独島＝竹島は、どんな意味を持つのか。冒頭、「日本に植民地支配されていた時代のことが根底にあり、独島は主権と独立のシンボルになっている。国民のほとんどが自国領だという教育を受けており、独島問題は、韓国人にとっては、『踏み絵』になっている」と語っておられます。実際、我々の研究会の席でも同じことを話しておられますが、私もびっくりしたことはそこに書いてありますが、「韓国の大学生を中心に行ったアンケート」の結果でございます。「96.5%が‘独島’を韓国領として認識していることがわかった」、「そのうち93.5%が就学前、つまり小学校へ入る前、若しくは、小

学校時代から認識していたという結果が出ている。」ということでございます。ここで、年間通してこの講座にご出席の方は見られたビデオでございますけど、韓国の小学校の授業の中で竹島を扱った場面がありますのでご覧いただきたいと思っております。

※【島根県作成竹島問題啓発ビデオ放映】

「ハワイはアメリカ、対馬は知らない国、独島は韓国」と今歌っておりましたけど、小学校の段階でこういう歌が、全国的に歌われているということでございます。そのほか、2行目に「テレビや新聞のマスメディアを通じて子供達は、独島は自国領であるという教育を受けている。メディアが、繰り返し情報発信することで独島は、韓国人にとって重要な島だというイメージが埋め込まれている」という表現がしてあります。

それから、6行目には、「韓国人は、個人としての日本人には親近感を持っているが、国としての日本は遠い存在に思っている」と述べておられます。その後、「こうした状況が、竹島問題だけではなくて、植民地時代のそうした痛々しい記憶を思い返す機会になってしまっている」と述べておられます。「従軍慰安婦だとか、教科書問題とか、日韓が抱える他の問題の解消に取り組み、信頼関係を築くことが大切だ」とも話しておられました。下から2行目の所で、「自分がこういう研究会で発言したことについても、正直韓国での風当たりが強くなるかもしれない。しかし、両国の関係者と共に多様な意見があってもいいと自分は思っている」と。「私の発言が、少しでも問題解決に向けた糸口になればいい」というふうにも述べておられます。一番下の段には、「いずれは、国境が意味をなくさなくなる時代がやってくるだろう」、「現

実的に漁業権問題で接近を図るなど共存の道を探るべきだ」、  
「韓国も戦後生まれが80%を越え、過去に縛られず日本を  
見る目ができつつある」とも述べておられます。このように、  
韓国民の竹島に対する意識と言いますか、非常に強いもの  
があるということですね。私達も一方で考えていかなきゃいけ  
ないことだろうと思います。

## (2) 「竹島は日本」と言えぬ異常さ

それから、もう1枚、「資料4」として付けたのは、1ヶ  
月ほど前、読売新聞のソウル支局長の浅野好春という方が読  
売新聞の「ワールドビュー」に載せておられました。「また  
しても、日韓間で竹島領有権問題が持ちあがった」、「この  
問題は、通常韓国大統領の5年の任期が終盤にさしかかるあ  
たりで求心力を失った政権が支持率アップを図って切る反日  
カードとして利用されてきた」という書き出しで載っており  
ます。韓国でいわゆる米国産牛肉輸入問題があって、新しい  
大統領の支持率が急降下した、そういった中で、また竹島問  
題が、ちょうど日本の学習指導要領の改訂とか、あるいは、  
解説書が出たという時とも重なった中で、また起きてきたの  
ですが、これを読みますと、いろいろ韓国におられて、韓国  
内の空気というか、そういったものを肌で感じられたことが  
ここに載っております。この中で、「竹島は、日本と言え  
ぬ異常さがある。」と結ばれておりますが、私はこの浅野さ  
んの一番最後の一段落のことがぐっと胸に突き刺さる思いが  
したんです。「韓国は今後、官民のさまざまな交流を一方的  
に打ち切ってくるだろう。だが、ここは、冷静に受けとめたい。  
しよせん、領土問題を抱えた二国間の交流には、おのず  
と限界があることを、我々は改めて知るべきなのだ。」と書

かれております。つまり、日本と韓国は竹島をめぐる大きな対立というか、そういう中に我々はあるということです。

#### 4. おわりに - 学校教育の課題 -

私の話はそろそろ終わろうと思いますが、最初の「資料1」の最後に、「今後の課題」というのが載っておりますのでご覧いただきたいと思います。そこに、私がまとめておりますが、竹島をめぐるのは、日本、韓国それぞれが、『自国の領土』と主張しており、生徒にとっては、きわめて難解な内容だというふうに思います。鬱陵島がかつて「竹島」と呼ばれ、今、問題になっている竹島が「松島」と呼ばれていたりとか、今まで講義を受けられた方は、そんなこともいろいろ学ばれたと思いますが、非常に難しい問題ですね。なかなか小学生、中学生が、すんなりと理解することができない問題だと思っています。ただ、やはり教育の力というか、教育の大事さを考えた時には、そこらあたりにどういう活路を見い出していくかということが必要ではないかと思っています。

それから、二つ目は、先ほど紹介しましたように、教科書に竹島に関する記述が記載されるようになってきた訳ですが、最初申しましたように教科書に書かれているものというのは、ほんの2行か3行なんですね。それでもって理解するということは、これも容易なことではありません。そうした中でやっぱり必要になってくるのは、日本の子供が竹島について認識するのにふさわしい副教材を用意する必要があるのではないかと、私たちは今、思っております。実は、今日このあと、常角（つねずみ）先生が「隠岐では、小中学生にこう教えています竹島問題」というテーマで発表されることになっております。そうした副教材が手元になれば、指導す

る側も指導のしようがないと言えると思います。だから、まず、教える教師が竹島問題、或いは、竹島の実際についてしっかり教材研究し、それをもって子供達に向かっていくということを考えますと、そうした副教材を作成し、それぞれの学校での先生方の授業を支援するということが必要になってきます。

それから、実際、学校現場での授業実践というのが正直言って非常に今少ない状況です。実際私も見聞きした例というのはほんの数例しかございません。先ほど申しました竹島の地元である隠岐の島町で実際に先生方が、小学生、或いは、中学生にどのようにこの問題を理解させるのかということを取り組んでおられることは、非常に大きな第一歩ではないかと思います。そうした実践をやはり、積み上げていくことがこれからの大きな課題だと思います。文部科学省も竹島を日本の領土として、子供達にしっかり理解させていく必要があるとはっきり申しておりました。特に、この竹島問題は、島根県の子供にとっては、非常に身近な問題だと思います。身近な領土問題そのものだと思った時に、この生きた教材をどのように子供達の学ぶ教材として作っていくかということが、これからの学校教育関係者が取り組んでいかなければならない内容だろうと思います。以上で、私のお話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(この文章は、録音した講義記録をもとに加筆・修正のうえ、まとめたものです。)

※質疑応答は同日講義された常角先生講義録に収録していません。